

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	災害公営住宅整備事業 (小高区)		
事業番号	D-4-1	事業実施主体	南相馬市		
交付期間	H24-H25	総交付対象事業費	873,500 (千円)		
事業概要					
災害公営住宅					
小高区：岡田地区 万ヶ迫団地 W平屋 20戸 約 1.25 ha					
東町地区 農協跡地外 W平屋 20戸 約 0.5 ha					
調整中 10戸					
平成 24 年度には用地買収及び実施設計を行い、平成 25 年度には造成・解体工事、建築工事を行う					
＜南相馬市復興計画 31 頁＞					
○復興住宅の整備					
・震災により被災した市民のうち、自力での住宅再建が困難な世帯を対象とした災害公営住宅を整備します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により 1162 世帯が全壊したが、今後住宅再建が困難な方を対象に災害公営住宅を整備し、住宅困窮者を軽減させる。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	都市防災推進事業 (都市防災総合推進事業)	
事業番号	D-20-1	事業実施主体	南相馬市	
交付期間	H24	総交付対象事業費	19,950 (千円)	
事業概要				
東日本大震災及び原子力発電所事故を教訓に、災害対応の検証を行うとともに、災害の未然防止や被害の軽減を図るため災害に強いまちづくりに向けた計画を策定する。				
計画策定支援委託 一式 19,950 円				
＜南相馬市復興計画 38 頁＞				
○防災計画の見直し (他の自治体との連携強化、災害記録の整理)				
・東日本大震災や福島第一原子力発電所事故をふまえ、複雑、多様化する災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災計画を見直し、災害・危機管理対策を推進します。				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故は想定を超えた災害であったこともあり、災害対応の検証を行ったうえで、災害時に機能する防災計画を策定する必要がある。				
関連する災害復旧事業の概要				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	学校施設環境改善事業 (公立学校の耐震化)	
事業番号	A-2-1	事業実施主体	南相馬市	
交付期間	H24-H25	総交付対象事業費	80,205 (千円)	
事業概要				
<p>■学校施設環境改善事業 (耐震、改築、備蓄倉庫等)</p> <p>市内の学校施設において、被害のあった施設や市地域防災計画に位置づけられた地域の避難所である施設において、安全な学校施設・防災のまちづくりを推進するため、以下の学校施設の改修等を実施する。</p> <p>・小高中学校 耐震等 小高中屋内運動場 (IS 値 0.17)</p> <p><南相馬市復興計画 37 頁> ○まちの耐震化 (公共施設、ライフライン)</p> <p>・学校等の教育施設をはじめ、公共施設やライフラインの耐震化を図るため、耐震診断や耐震工事を計画的に実施します。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>津波により一校が浸水の被害を受け、その他の学校においても壁や天井の崩落、亀裂発生などの被害が多数発生したが、多くの学校が避難所や救援物資の集積場所として利用された。安全な教育環境や地域の防災拠点を確認するためにも、IS 値が基準を充たしていない学校を中心に改修改築が必要である。</p> <p>特に小高中学校は、壁や天井の崩落、亀裂発生などの被害が多数発生した。区内唯一の中学校であり、地域防災及び街づくりのための最も重要な拠点として、また安全な教育環境を確認するためにも、Is 値が基準を充たしていない本校屋内運動場に、本交付金による早急な耐震改修が必要である。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3 ②)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (福島県交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

NO.	19	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設整備等)
事業番号	C-4-2	事業実施主体	南相馬市
交付期間	H24	総交付対象事業費	115,000 (千円)
事業概要			
<p>地震津波等により被害を受けた農地、農業用施設等の除染・除塩や復旧事業を進めるとともに、農業者が、安全・安心な農産物の生産・加工・販売ができる環境整備により、農業者の経営支援に取り組む。</p> <p>■農業用施設整備</p> <p>◇植物工場棟設置事業 総事業費 700,000 千円</p> <p>農業用施設建設及び農作物振興、販路開拓等による新たな戦略で経営体の育成を図る。</p> <p>植物工場 1,300 m²、施設園芸施設 2,500 m² (太陽光利用型、閉鎖型)</p> <p>H24 : 115,000 千円、 H25 : 221,000 千円、 H26 : 364,000 千円</p> <p><南相馬市復興計画 33 頁></p> <p>○農林水産業への支援 (農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩)</p> <ul style="list-style-type: none">・地震や原発事故により被害を受けた農地、森林、農業用・漁業用施設などの除染・除塩事業や復旧事業を進めるとともに、農林水産業者が安全・安心な農林水産物の生産・加工・販売ができるような環境整備により、農林水産業者の経営支援に取り組みます。・被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の促進を図ります。 <p><南相馬市復興計画 36 頁></p> <p>○安定経営を目指した複合経営の促進 (E D E N 計画)</p> <ul style="list-style-type: none">・植物工場や花卉工場などを活用した農産物の生産、大規模化や複合化などによる農業経営の強化、加工・販売、エネルギー供給などを一体的に行う複合経営の促進により、農林水産業の再興、地域産業の活性化、通年雇用の実現を目指します。			
東日本大震災の被害との関係			
<p>地域の担い手となる農業者が、東日本大震災の津波被害により、園芸施設等農業用施設や機械・格納庫等の多くを喪失したことから、持続的な生産体制を確立するため、植物工場による計画的な生産が可能な新作物栽培の振興を図る。</p> <p>本事業を導入することで、復興交付金事業計画の「震災の被害からの復興に関する目標」に掲げられている「逆境を飛躍に変える創造と活力ある経済復興」の達成を本市の基幹産業である農業再生を図ることで目指す。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	木質バイオマス施設等緊急整備事業 (調査事業)	
事業番号	◆C-9-1-1	事業実施主体	南相馬市	
交付期間	H24	総交付対象事業費	58,000 (千円)	
事業概要				
木質バイオマス発電施設等緊急調査事業 木質バイオマス発電施設建設及び関連する施設のあり方に関する調査を実施する 〈平成 24 年度〉木質バイオマス発電施設整備に係る調査費用 ・事業費 100,000 千円 〈調査項目〉 1、木質バイオマス発電関係 (1) 木質バイオマス発電施設設置場所に関する調査 2、関連施設に関する調査 (1) 焼却灰の取り扱い、処分及び保管に関する調査 (2) 木質バイオマス発電所構内における作業員の被ばく線量に関する調査 (3) 発電施設周辺における被ばく線量の管理に関する調査 3、森林作業に関する調査 (1) 効率的な除染の間伐方法に関する調査 (2) 林床表層部の効率的な対処方法に関する調査 (3) 間伐材搬出作業道に関する調査 (4) 搬出材積量に関する調査 (5) 伐採作業等における作業員の被ばく線量の管理に関する調査 〈南相馬市復興計画 33・45項〉 ○農林水産業への支援 ・市内の森林・林業資源の再生のため、計画的に間伐・伐採を行うとともに、木材資源の活用及び搬出材などを活用した木質バイオマス発電に取り組みます。 ○環境未来都市構想の推進 ・国が提唱する環境未来都市構想※に取り組み、「スマートシティによるエネルギー循環型都市」「誰もが暮らしやすい世代循環のまち」「E D E N 計画を核とした循環型地域産業の創造」を目指したまちづくりを推進します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
本市の近年の森林は、木材価格の低下等により林家の施業意欲が減退し森林の質的低下を招き、林業従事者や林業生産額も半減した。本市では森林林業再生のため、間伐材を有効活用し、森林整備の促進を図りながら雇用創出と林業生産額の増大を目指してきた。一方で、昨年 3 月に発生した福島第一原子力発電所事故の影響により本市の森林は放射線量が高く事故以来森林整備は停滞している。しかし、県等の研究機関が実施した森林除染の実証試験においては間伐等の森林整備が除染の効果が高いとの検証結果がある。 このようなことから、本市の森林再生と林業活性化のため、森林除染の効果を兼ねた森林整備の再開さらには間伐材と東日本大震災により発生した震災瓦礫の有効活用を図るため及び再生可能エネルギー導入に向け、事前に調査を行うものである。				

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-9-1
事業名	木質バイオマス施設等緊急整備事業（木質バイオマス関連施設整備事業）
直接交付先	南相馬市
基幹事業との関連性	
基幹事業である木質バイオマス発電施設整備事業の実現に向け、事前に施設の基本設計や燃料の安定供給の調査を行うものである。	

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	道路事業 (高見町北萱浜線)	
事業番号	D-1-1	事業実施主体	南相馬市	
交付期間	H24	総交付対象事業費	56,000 (千円)	
事業概要				
高台移転等に伴う道路整備 ・ 高見町北萱浜線 L=860m, W=4.0(5.0)m <南相馬市復興計画 37 頁> ○交通インフラの整備 (常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設) ・ 常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道 6 号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線、相馬・浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。 <small>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</small>				
東日本大震災の被害との関係				
防災集団移転箇所の東側には幹線道路があるものの、今回の津波により通行出来ない部分が生じたため、新たに防災集団移転箇所を連絡する道路を構築し、震災前のように集落間のコミュニティが図れるようにする。				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	震災対応復旧・復興事業のための輸送経路改善事業	
事業番号	◆D-1-1-1	事業実施主体	南相馬市	
交付期間	H24	総交付対象事業費	35,520 (千円)	
事業概要				
<p>南相馬市には現在復興に向けて多くの資材と作業員が運び込まれているが、JR常磐線や国道6号線が分断され交通環境が著しく悪化していることから、随所で渋滞が発生し物流が滞っている現状である。復旧復興に必要な物流施設、建設資材製造、作業員の第1供給拠点は本来いわき市であるが、交通が分断されている現状では迂回して北側からのみの流れになっていることが渋滞悪化の要因となっている。交通環境の不便さと緊急時避難経路の不足感は住民の帰還の妨げでもある。</p> <p>24年度は、国道6号線や常磐線が分断されているという状況下での復興を円滑に進めるために必要な交通網、交通環境の改善を図るとともに、高速道路と一般道双方から利用できる本地域の復興に係る情報発信と地場製品の提供のための、施設整備に関する調査業務を実施する。</p>				
<p><南相馬市復興計画 34頁></p> <p>○観光産業の復興支援</p> <p>・常磐自動車道(仮称)鹿島サービスエリアに隣接した、市の利活用拠点施設を整備し、本市及び周辺地域の情報発信を行うことにより産業の活性化、交流人口の拡大を図ります。</p>				
<p><南相馬市復興計画 38頁></p> <p>○交通インフラの整備(常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設)</p> <p>・常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道6号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線、相馬・浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>東日本大震災により、JR常磐線や国道、主要地方道原町海老相馬線が分断され交通環境が著しく悪化しており、復旧資材の搬入と、宿泊施設がないため市外から通勤する作業員・市内からの通勤者により著しい交通渋滞をきたしており、復興への障害と、市民生活の不便さ並びに緊急時の避難に対する不安から帰還の障害になっている。サービスエリアを利活用した施設を設置することによって高速道路の利便性を向上させ、通勤通学路と緊急時の避難経路の確保など生活環境の向上へ繋げる。</p> <p>更に、常磐自動車道で県内唯一となるサービスエリアを活用した拠点施設を整備することにより、三重の災害に見舞われた福島県浜通り全体の産業の復興・雇用の確保に資する拠点とする。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-1-1
事業名	道路事業（高見町北萱浜線）
直接交付先	南相馬市
基幹事業との関連性	
基幹事業の道路事業と合わせて実施することにより、渋滞の緩和など連絡道路としての機能向上が図られる。	

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (福島県交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ②に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	道路事業 (市街地相互の接続道路) (主) 原町海老相馬線整備	
事業番号	D-1-2	事業実施主体	福島県	
交付期間	H24-H27	総交付対象事業費	1,500,000 (千円)	
事業概要				
<p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区～南相馬市南海老地区間において計画されている「ほ場整備事業」(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画))と連携し、幹線道路の付け替えを行うものである。</p> <p>烏崎地区の防集移転地から真野川漁港周辺の平地部を経由し、南海老地区の防集移転地を結び、相馬市蒲庭地区へ続く移転後の集落を相互に結ぶルートでBP区間と現道活用区間の2工区にて計画している。</p> <p>現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、北側のBP区間は沿岸部に海岸防災林(農林水産省事業)が計画され、現形復旧が不可能となることより、隣接する農地にてほ場整備事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画))エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。南側の現道活用区間は、地盤沈下分を嵩上げる盛土構造として整備するものである。</p> <p>また、この道路整備は、海岸防災林(林野庁事業)と一体的に整備することにより内陸部の既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての役割もあり、防災集団移転規模の縮小に寄与し、現地再建を可能にする効果を有している。</p> <p>現在、ほ場整備事業との事業調整中であり、本年より測量・調査・設計、及び一部の用地買収・工事に着手したいと考えている。</p> <p>本路線は南相馬市復興計画にて「復興にかかるインフラ整備」の位置付けとなっており地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。</p> <p>(道路延長等) ・延長 L=約 4.0km W=6.0 (10.0) m</p>				
<p><南相馬市復興計画 38 頁> ○交通インフラの整備参照</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>現道の原町海老相馬線は、沿岸部の部落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流出し、南海老地区及び烏崎地区は津波により全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。</p> <p>また、この道路整備は海岸防災林と一体的に整備することにより内陸部の既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての効果有している。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。				

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (福島県交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ②に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	道路事業 (市街地相互の接続道路) (一) 北泉小高線整備		
事業番号	D-1-3		事業実施主体	福島県	
交付期間	H24-H27		総交付対象事業費	1,500,000 (千円)	
事業概要					
<p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市下^{しもしづま}浜佐地区と^{しどけ}雫地区間において計画されている「ほ場整備事業」(農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画)) と連携し、幹線道路の付け替えを行うものである。</p> <p>下^{しもしづま}浜佐地区の防集移転地から平地部を経由し、^{しどけ}雫地区の防集移転地へ続く移転後の集落を相互に結ぶルートで現道部を最大限に活用する計画としている。</p> <p>現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、北部は新たに工業団地の立地が計画されているため、その土地利用状況に合わせた縦断計画 (盛土構造) とし、南部については沿岸部に海岸防災林 (農林水産省事業) 計画エリアになることより現形復旧が不可能となることから、一体的に隣接するほ場整備エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。</p> <p>この道路整備は海岸防災林 (林野庁事業) と一体的に整備することにより内陸部の既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての役割もあり、防災集団移転の移転規模の縮小に寄与し、現地再建を可能にする効果を有している。</p> <p>現在、ほ場整備事業との事業調整中であり、本年より測量・調査・設計、及び一部の用地買収・工事に着手したいと考えている。</p> <p>本路線は南相馬市復興計画にて「復興にかかるインフラ整備」の位置付けとなっており地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。</p> <p>(道路延長等) ・L=約 3.0km W=6.0 (10.0) m</p> <p><南相馬市復興計画 38 頁>○交通インフラの整備参照 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の北泉小高線は、沿岸部の部落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流出し、全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。</p> <p>また、海岸防災林と本路線を一体的に整備することにより既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての効果有している。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					

(様式 1-3 ②)

南相馬市 復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ②に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	災害公営住宅整備計画策定事業
事業番号	◆D-4-1-1	事業実施主体	南相馬市
交付期間	H24	総交付対象事業費	31,500 (千円)
事業概要			
<p>■調査・検討事業 (業務委託)</p> <p>原発事故による避難者のための恒久住宅を確保するため、国、県と連携し避難者や警戒区域等の関係市町村の意向・課題を確認しながら、住宅供給に関する基本的な方針や供給量、供給手法、整備体制等の調整を行う。</p> <p>①原発事故による避難者のための災害公営住宅供給方針、整備計画策定のための基礎調査等</p> <ul style="list-style-type: none">・原発事故による避難者 (県内外) の住宅再建に関する意向調査・災害公営住宅整備の課題整理、基本方針・供給量・事業主体・工程等の検討 <p>②供給手法 (直接建設、買取、借上げ) 別の得失・課題等の整理検討</p> <ul style="list-style-type: none">・手法別の得失、事業収支、実現性、課題・効果的な事業手法 (既存民間賃貸住宅の活用、民間事業者のノウハウの積極的導入、応急仮設住宅の転用等) <p>③上記を踏まえた整備計画案の提案</p>			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>未曾有の津波・地震災害はもとより、原発事故による県内・外への避難者のための恒久住宅確保が大きな課題となっているが、地域毎に実情が異なり、様々な課題が内在している。</p> <p>このため、総合的かつ広域的な見地から、避難元・避難先市町村、県、国等と連携して調査・検討を行い、その成果を整備計画へ反映させることにより、整備を促進させる。</p> <p>※避難の状況 (避難指示、勧告及び自主避難) 約 30,000 人 (参考: 県外約 62,000 人)</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
警戒区域等以外では、既存公営住宅ほか関連する公共土木施設等の災害復旧が進められている。			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			
事業番号	D-4-1		
事業名	災害公営住宅整備事業		
直接交付先	南相馬市		
基幹事業との関連性			
<p>基幹事業 (災害公営住宅整備事業) を進めるためには、整備の基本方針、建設地や戸数、整備の手法・工程、住宅の規模・構造・仕様水準等を盛り込んだ整備計画が必要である。</p> <p>しかし、未曾有の大震災はもとより、原発事故に伴う避難指示区域が設定されているという特殊事情を抱えていることから、本効果促進事業は、原発事故による避難者のための災害公営住宅整備計画を策定するものであり、基幹事業の促進に必要不可欠なものである。</p>			

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	都市防災推進事業 (災害記録編纂事業)	
事業番号	◆D-20-1-1	事業実施主体	南相馬市	
交付期間	H24	総交付対象事業費	10,878 (千円)	
事業概要				
■災害記録編纂事業 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の時系列的な被害状況や災害対応について、市として資料、写真、映像、体験談などの情報を収集・編纂し、災害の記憶・記録を風化させることなく次世代に教訓として承継していく。 編纂基本項目 ①地震・津波の概要 ②被害の概要 ③福島第一原子力発電所事故の概要 ④初動対応 ⑤避難所の状況 ⑥応急・復旧対策 ⑦広報活動・情報発信 ⑧ボランティア活動の状況 ⑨各地からの支援の状況 ⑩復興に向けた動き ⑪復興計画 ⑫その他 (体験談、記事) <南相馬市復興計画 38 頁> ○防災計画の見直し (他の自治体との連携体制強化、災害記録の整理) ・今回の東日本大震災の経過、対応等を災害記録としてとりまとめ、今後の災害対策に活用できるように後世に継承します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
震災及び原子力発電所事故の被害状況や災害対応については、災害対応を行った市が中心となって情報を収集・編纂し、次世代に記憶・教訓として継承する必要がある。				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-20-1
事業名	都市防災推進事業 (都市防災総合推進事業)
直接交付先	南相馬市
基幹事業との関連性	
復興計画に掲げている震災記録の整理について、災害の記憶・記録を風化させることなく次世代に教訓として承継していくとともに、地域防災計画の見直しに生かし、災害の未然防止と被害の軽減を図る。	

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	復興作業支援事業
事業番号	◆D-23-1-1	事業実施主体	南相馬市
交付期間	H24	総交付対象事業費	100,000 (千円)
事業概要			
<p>東日本大震災による被害からの復旧・復興を促進するため、不足している復旧・復興に携わる業者等の住宅について、民間事業者による住宅整備を促すため、民間事業者の負担軽減を図る支援を行う。</p> <p>賃貸住宅等建設促進制度 (建設時支援) 住宅共同施設等整備費相当分として、1 室あたり建設費用の 10% を補助する。 (上限額 500 千円) 事業費 = 500 千円 × 200 室 × 1 年間 ※入居者は復興作業に従事するものに限定する方向で検討する。</p> <p><南相馬市復興計画 34 頁> ○雇用創出・確保 (復旧復興に関する工事や事業に地元人材を雇用) ・復旧復興に従事する作業員をはじめ、新たな市民の住宅を確保するなど、定住環境を整備するとともに、人材育成環境を整備します。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>			
東日本大震災の被害との関係			
<p>東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、市内の住宅ストックが大きく減少し、復旧・復興のための官需・民需を充足するための業者や従業員の宿舎確保が困難になった。</p> <p>【震災等による住宅数の減少】 市内のアパート等の住宅数は震災前には約 5,000 室 (戸) 程度であったが、震災及び津波被害、原発事故の影響により主に警戒区域内などで 1,000 室が活用できない状態となっている。</p> <p>【復興作業による住宅需要の増加】 沿岸部を中心とした津波被害の復旧復興作業が本格化する中で、以下のような具体的な住宅需要増加の状況が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none">・原町火力発電所の復旧工事に約 3,000 人の作業員が必要になるが、このうち半数以上の人員については宿泊場所が市内に無いため、福島市、仙台市などからバスでの送迎を行っている。・震災に起因する原発事故対応のうち、除染作業を実施する人員約 1,000 人分の宿泊場所が市内で確保できない。・警戒区域の見直しなどが予定される中で、地域の住民感情としては「故郷の近くで住み、活動したい」という声が多く聞かれ、この状況に対応することが地域の復旧復興を促進し、早期の住民帰還にも結びつくことになると考えられるが、このことにより警戒区域に隣接した都市機能を保有する本市に対する住宅需要増に繋がっている。			

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-23-1
事業名	防災集団移転促進事業
直接交付先	南相馬市
基幹事業との関連性	
<p>基幹事業である「防災集団移転」による新たな生活環境の構築を推進し「安心、安全なくらし」を実現するためには、復旧復興に従事する作業員などの住宅を確保するとともに、集団移転による戸建て住宅建設を希望しない市民や、新たな市民の定住環境を整備する必要がある。</p>	

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	(仮称) 南相馬市復興工業団地造成事業
事業番号	◆D-23-2-1	事業実施主体	南相馬市
交付期間	H24	総交付対象事業費	70,000 (千円)
事業概要			
<p>■萱浜工業団地造成事業</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 24~25 年 基本計画作成 基本設計業務 埋蔵文化財調査 一部用地買収開始 実施設計作成 用地買収完了・平成 26~27 年 造成工事・平成 26 年~ 団地一部使用開始 <p>本市の復興計画では、土地利用や産業構造の見直しなど、新たな発想による経済復興を目指す必要があるとし、新たな土地利用の基本として 7 つのゾーン (集団移転地、緩衝緑地、農地再生、漁港再生、工業団地、再生可能エネルギー、公園緑地) による機能配置を行うこととしている。この中で萱浜地区 (津波被害が甚大な地区) 約 100ha については新たな工業団地ゾーンと位置づけ整備を行う方針である。当該予定地については、現在、経済産業省の委託を受けた (財) 日本立地センターが工業用地としての可能性調査を実施している。</p> <p>整備に関しては、第一期として 50ha を整備し、進出企業数を見定めながら第二期分として 50ha を整備し、最終的に 100ha の整備を目指す。</p> <p>24 年度は、調査・測量等を行うとともに工業団地の運営手法等について検討を行い、その結果を踏まえ基本設計を行う。</p> <p><南相馬市復興計画 35 頁></p> <p>○工業基盤整備推進 (工業団地の整備、企業誘致)</p> <ul style="list-style-type: none">・市内で操業を続ける事業所への支援を継続するとともに、国・福島県を含む関係団体と協議のうえ、新たな工業団地計画を着実に進め、市民の新たな雇用の受け皿となる企業誘致を推進します。 <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>			
東日本大震災の被害との関係			
<p>本市は東日本大震災の津波により 1,162 世帯が全壊するなど太平洋沿岸地域は壊滅状態であり、当地は本市の中でも津波による被害が大きかった地域である。農地は津波でほとんど原型を失い、ほ場整備による農地の再生も困難な地域で、工業団地 (非農用地) を造成し、雇用確保も含め地域再生が望まれている地区である。地権者の多くは企業の誘致を望み、地域の発展を願っている。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			
事業番号	D-23-1~2		
事業名	防災集団移転促進事業		
直接交付先	南相馬市		
基幹事業との関連性			

工業団地造成予定地内には、震災前 254 世帯の人たちが住んでいたが、津波により 200 世帯が家屋を失うという甚大な被害を受けている。また、周辺の農地も津波被害により、離農を考える者が増えてきているのが現状である。一方、多くの市内企業は、震災の影響で休業・廃業を余儀なくされており、これから経済の復興を目指す南相馬市にとっては、雇用の場の確保は喫緊の課題である。

津波浸水地域のうち、災害危険区域に指定された地域については、防災集団移転事業により、安全な地域への転居を進めていくが、その後の土地利用については、農業を含め、多様な活用を図っていくこととなる。

この萱浜地区は、「ふくしま産業復興投資促進特区（仮称）」の復興産業集積区域に指定されており、県の経済復興の一翼となることができる。

事業展開としては、災害関連ほ場整備事業（約 500ha）を実施し、その中で工業団地造成分は非農用地を設定し、エリア内の宅地及び離農者の農地部分については防災集団移転事業で個別買い上げを行うことで、短期に用地確保ができることから、南相馬市復興の証として工業団地造成の早期実現が可能となる。

団地造成後の企業誘致については、隣接する再生可能エネルギー基地の関連企業の誘致も検討しており、防災集団移転後の工業団地造成は、離農者や市外に避難している若者の雇用の場として、また団地周辺への居住を図る上で大きな役目を担うものとなる。

(様式 1-3 ①)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (南相馬市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	防災集団移転促進事業 (小高区)
事業番号	D-23-3	事業実施主体	南相馬市
交付期間	H24	総交付対象事業費	167,232 (千円)

事業概要

防災集団移転促進事業として、以下の内容を整備する。

小高区：約 5.1ha、9 地区

(1) 塚原住宅団地 13 戸 (移転元：塚原移転促進区域 13 戸)

(2) 小高住宅団地 8 戸 (移転元：小高移転促進区域 8 戸)

(3) 大井住宅団地 9 戸 (移転元：大井移転促進区域 9 戸)

(4) 飯崎住宅団地 6 戸 (移転元：福岡移転促進区域 6 戸)

(5) 岡田住宅団地 6 戸 (移転元：岡田移転促進区域 6 戸)

(6) 福岡住宅団地 6 戸 (移転元：福岡移転促進区域 6 戸)

(7) 角部内住宅団地 6 戸

(移転元：角部内移転促進区域 3 戸、女場移転促進区域 2 戸、村上移転促進区域 1 戸)

(8) 蛭沢住宅団地 6 戸

(移転元：蛭沢移転促進区域 1 戸、井田川移転促進区域 4 戸、下浦移転促進区域 1 戸)

(9) 浦尻住宅団地 15 戸 (移転元：浦尻移転促進区域 15 戸)

<南相馬市復興計画 31・32 頁>

○住宅再建の支援

・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。

○帰還後のコミュニティの再生 (集会所整備、地域活動の支援)

・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた沿岸部については、災害危険区域を指定し市民の生命、健康及び財産の保護を図る。

このため、災害危険区域には住宅を排除し、新たに安全な宅地を整備する方向で住宅再建を行う。

また、小高区海岸部 7 地区の水道施設が流出したため整備するとともに、集団移転先の市民生活コミュニティの活性化を図るため集会所施設を整備する。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

